

熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度（KDS）実施要領

平成 22 年 4 月 19 日 学長裁定
(一部改定) 令和 4 年 4 月 22 日 学生委員会承認

(趣旨)

第 1 この要領は、熊本大学大学院博士課程（博士前期課程を除く。以下「博士課程」という。）において、優秀な学生の確保及び教育研究活動の活発化を図ることを目的として実施する熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度(以下「KDS」という。)に関し、必要な事項を定める。

(給付対象者)

第 2 奨学金の給付対象者は、博士課程に在学する学生で、入学試験の成績、学業成績又は学術研究活動において、特に優秀な成果を修めたと認められるものとする。ただし、在学期間が標準修業年限を超える学生は対象としない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、博士課程に在学する学生で、本人の責に帰することのできない事由により標準修業年限を超える場合は、給付対象者とする。

(給付人数)

第 3 一年度あたりの奨学金の給付人数については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般枠 33 人程度

(2) 私費留学生枠（大型の競争的資金による拠点研究等（学内の拠点形成研究を含む。）に参加する私費留学生についての枠をいう。以下同じ。） 13 人程度

(申請手続)

第 4 奨学金の給付を申請しようとする者（過去の受給者を含む。）は、指導教員の推薦を得て、別表 1 又は別表 2 に規定する申請期限までに、博士課程奨学金給付申請書（別紙様式 1）を所属の教育部の長に提出するものとする。なお、私費留学生枠の申請については、研究拠点の代表者を經由して、研究科等の長に提出するものとする。

(教育部からの推薦)

第 5 各教育部の長は、奨学金の給付を申請した者のうち、入学試験の成績、前年度 1 年間の学業成績又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたと認められるものを選考し、推薦順位及び推薦の判断根拠となった理由を付して、別表 1 又は別表 2 に規定する推薦期限までに、学長に推薦するものとする。

2 前項の規定により教育部の長が推薦する人数は、別表 1 又は別表 2 に定めるとおりとする。

第 6 私費留学生（5 月 1 日現在において博士課程に在学する者に限る。）については、一般枠及び私費留学生枠への重複推薦を妨げない。ただし、給付対象者としての決定は、いずれか一方の枠についてのみ行うものとする。

2 私費留学生枠に採用された 10 月入学者については、第 4 及び第 5 の規定にかかわらず、別表 2 に規定する私費留学生枠(5 月 1 日現在在学者)の翌年度の給付対象者の内定者として取り扱うものとする。ただし、当該者が同年度の一般枠の給付対象者として決定された場合は、この限りでない。

(給付対象者の決定)

第 7 学長は、各教育部の長からの推薦順位を参考に、給付対象者を決定し、速やかにその結果を各教育部の長へ通知するものとする。

2 私費留学生枠の給付対象者の決定については、留学生の参加状況が公に評価されることが前提となっている事業に参加する者を優先するものとする。

(給付期間、給付金額等)

第 8 給付期間は、当該年度限りとする。

第 9 給付金額は、別表 1 又は別表 2 の給付金額区分に規定する金額とし、返還を要しない。

第 10 給付は、当該年度の適切な時期に、原則として一括給付にて行うものとする。

(他の奨学金等との併給等)

第 11 KDS による奨学金は、次項に掲げる場合を除き、他の制度による奨学金等との併給等を妨げない。ただし、本学独自の博士課程奨学制度 (KWS) その他の奨学金制度等において併給等が制限されている場合は、この限りでない。

2 KDS による奨学金は、次の各号に掲げる場合は、給付しないものとする。この場合において、当該給付予定額は、KDS による奨学金を給付しないこととされた学生が所属する教育部の他の学生に対し、給付することができる。

(1) 博士課程への進学意欲の向上等を目的として文部科学省その他これに準ずる機関が実施する事業に基づき、当学期の 1 / 3 を超える期間について生活費相当額が支給される場合。

(2) 前号に掲げる事業に基づき、授業料が全額免除される場合

(事務)

第 12 KDS に関する事務は、学生支援部学生生活課において処理する。

(実施)

第 13 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施し、平成 22 年度在学者から適用する。

附 記

1 この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 23 年 5 月 1 日現在において博士課程に在籍する者で平成 23 年度の 9 月末までに修了予定であるものに係る奨学金の給付金額については、この要領による改正後の第 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 (一般枠)

入学時期等 による区分	推薦区分		給付金額区分		申請 期限	推薦 時期
	一般枠		修了期別区分	給付金額		
	給付 人数	各教育部 等からの 推薦数				
当該年度の 在学者 (5月1日現 在)	33人 程度	収容定員 の7%以内 (注1)	当該年度の9月末までの 修了予定者(注2)	267,900円	5月末	6月末
			上記以外の者	535,800円		

注1) 現員が収容定員を下回った場合は、現員とする。

注2) 当該年度の10月から3月までの間に標準修業年限を超える学生を含む。

別表 2 (私費留学生枠)

入学時期等 による区分	推薦区分		給付金額区分		申請 期限	推薦 時期
	私費留学生枠		入学時期等による区分 又は修了期別区分	給付金額		
	給付 人数	各教育部 等からの 推薦数				
当該年度の 在学者 (5月1日現在)	10人 程度	5人 以内	内定者(注2)又は当該年度の 9月末までの修了予定者	267,900円	5月末	6月末
			上記以外の者	535,800円		
内定者として前期 に給付を受けた者 (注3)	若干名	若干名		267,900円	11月末	12月末
当該年度の 10月入学者	3人 程度	2人 以内				

注1) 給付人数には、内定者数を内数として含む。

注2) 内定者については、内定に係る申請及び推薦は不要とする。

注3) 後期については、申請及び推薦を要する。